

施設使用料金還付制度のご案内

平成26年10月1日から 利用キャンセルに伴う 施設使用料金の 返金制度が 始まります！

※本制度の実施に伴い、一部施設において料金納入時期が早まります。

※キャンセル時期により返金の額が異なります。



さいたま市

☆文化施設に関するお問合わせ

さいたま市文化振興課

電話 048-829-1227

☆コミュニティセンターに関するお問合わせ

さいたま市コミュニティ推進課

電話 048-829-1068

制度の概要

1 対象施設

市内コミュニティセンター(19 施設)、文化施設(プラザイースト、プラザウエスト、プラザノース、文化センター、市民会館(3 施設)、氷川の杜文化館、及び恭慶館) 合計 28 施設

2 適用開始日・対象

平成 26 年 10 月 1 日以降に施設窓口において利用申請(手続き)した施設が対象となります。

3 制度の特徴・変更点

(1) 支払期限

一部施設では、支払期限が早まります。施設窓口における手続き(申請)の後、利用施設(部屋)の別により設定される支払期限までに所定料金をお支払いください。

- ・12 か月前に申請可能な施設 : 申請から 1 か月以内
- ・6 か月前、3 か月前に申請可能な施設 : 申請から 7 日以内
- ・還付割合の適用期間中に申請する場合 : 原則として窓口手続き時

☆ご注意ください!! ☆

コミュニティセンターは、従来通り、施設窓口で手続きをする際に、料金をお支払いください。

(2) 還付(返金)の割合

利用施設(部屋)の別、及び取消しの時期により異なります。利用予定日からの起算により還付(返金)の割合が異なりますので、ご注意ください。

(3) 還付(返金)の手続き

施設窓口で予約の取り消し手続きをいただく際に、併せて還付(返金)の手続きをしていただきます。

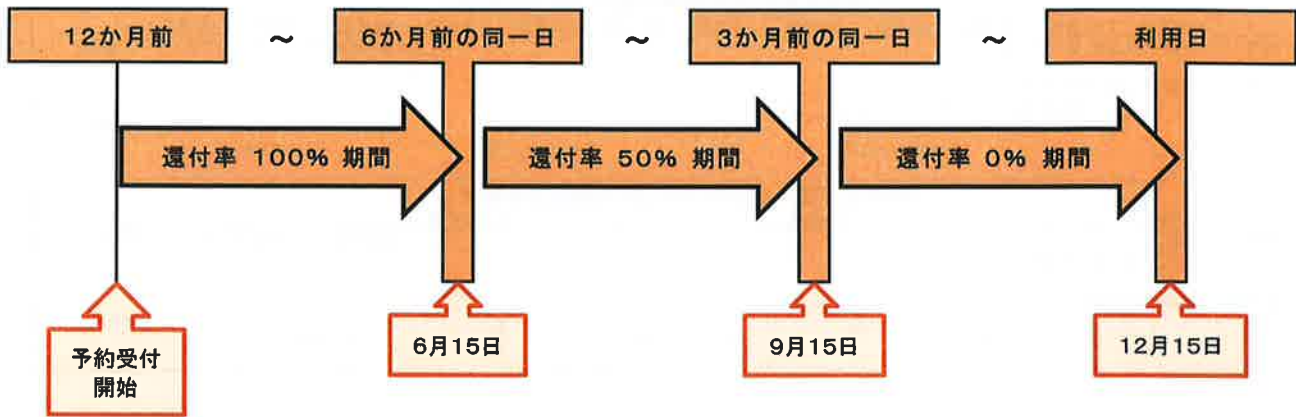
お支払の期限

利用施設(部屋)		文化施設			コミュニティセンター	
		ホール・ギャラリー	多目的ルーム・展示室等	会議室等	多目的ホール等	会議室等
予約開始時期(市内の方の場合)		12か月前	6か月前	3か月前	6か月前	3か月前
納入 期限	申請から	1か月以内	7日以内	7日以内	窓口での予約手続き時	
	還付割合の適用期間中に申請する場合	原則として窓口での予約手続き時				

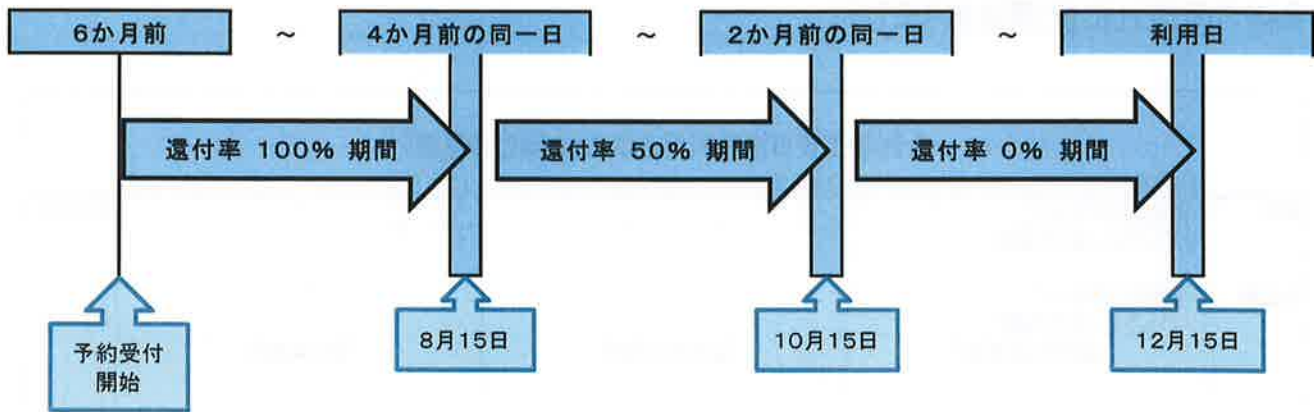
還付(返金)の割合

※還付申請期間の同一日にあたる日が休館日の場合は、翌開館日となります。

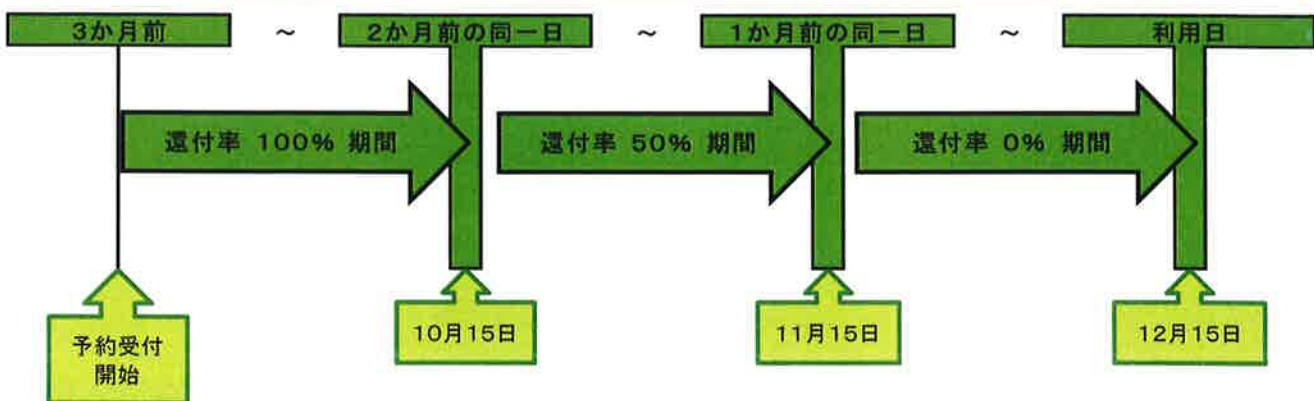
12か月前から予約受付開始の施設(ホール、ギャラリー等)



6か月前から予約受付の施設(多目的ルーム、展示室等)

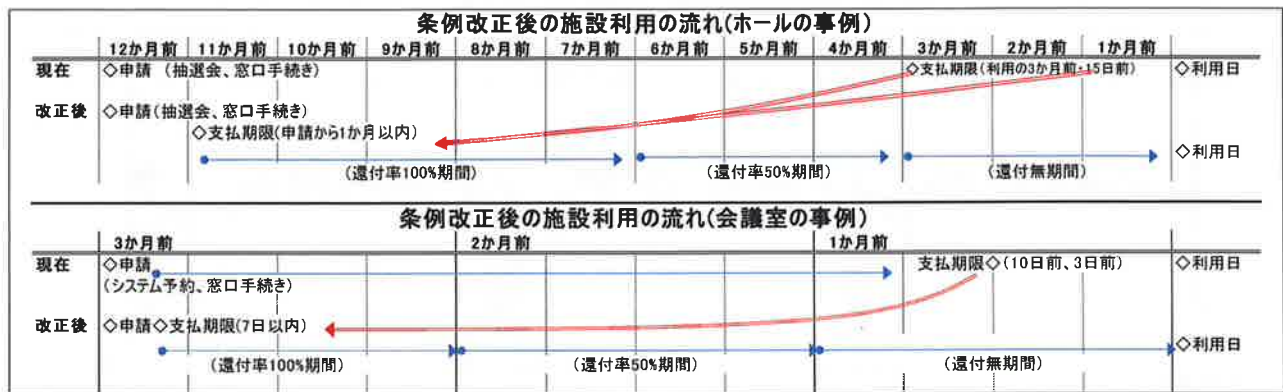


3か月前から予約受付の施設(会議室等)

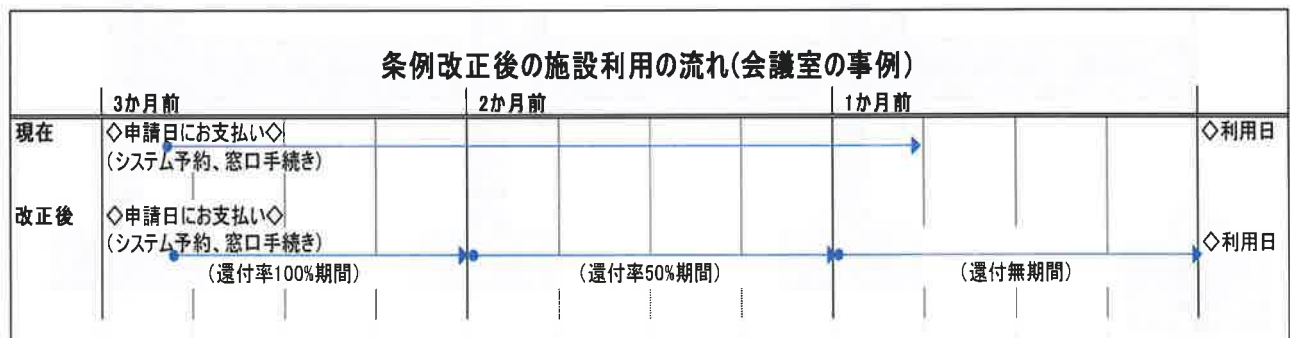


手続きの流れの変更点

※文化施設の場合



※コミュニティセンターの場合 手続きの流れに変更はありません。



「どこが、なにが、どうなるの？」

☆施設使用料金還付制度早わかりガイド☆

- 問1. 全ての利用料金が還付の対象なの？
答え いいえ、ホールや会議室など、お部屋の料金が対象です。マイクなどの附属設備の料金は対象外になります。
- 問2. 各施設の予約開始時期は変わるの？
答え いいえ、変わりません。
- 問3. 使用料の支払い期限は変わるの？
答え 各コミュニティセンターに変更はありません。(従来通り本申請時に支払い)
さいたま市文化センターは下記のとおり変わります。
- ・12ヶ月前から予約開始の施設
変更前 … 利用日の3ヶ月前まで
変更後 … 本申請から1ヶ月以内
※ただし、利用日の6ヶ月前を切っただけからの申請では、原則申請手続き時
 - ・6ヶ月前から予約開始の施設
変更前 … 利用日の2ヶ月前まで
変更後 … 本申請から7日以内
※ただし、利用日の4ヶ月前を切っただけからの申請では、原則申請手続き時
 - ・3ヶ月前から予約開始の施設
変更前 … 利用日の10日前まで
変更後 … 本申請から7日以内
※ただし、利用日の2ヶ月前を切っただけからの申請では、原則申請手続き時
- 問4. どうして文化施設は支払時期が変わるの？
答え これまでは、本申請から支払期限までに余裕があるため、未払い状態のまま、最終的にキャンセルというケースが少なからずありました。
この様な状況を改善し、より多くの方に利用機会を提供するため、また、利用を早期に確定するために、従来よりも早めの期限に変更させていただきました。
- 問5. 還付金はどうやって返してもらえるの？
答え お客様の郵便口座又は銀行口座へ送金させていただきます。
- 問6. 振込時の手数料は、還金額から引かれるの？
答え いいえ、振込手数料は施設(さいたま市)が負担いたします。
- 問7. 窓口で現金では返してもらえないの？
答え 現金でのお返しはできません。

問8. いつでも全額返してもらえるの？

答え いつでも、全額ではありません。
キャンセルの手続きをいつ行っていたか、返付率が変わってまいります。
返付率等の詳細は別紙「施設使用料金返付制度のご案内」を参照してください。
※返付額の計算は「10円未満切り上げ」になります。

問9. 返付手続きはどうすればいいの？

答え 施設窓口まで予約キャンセルの手続きにお越しください。その際に「返付申請書」をお渡ししますので、必要事項を記入のうえご提出ください。

問10. 電話でも返付手続きはできるの？

答え 電話の手続きは行えません。

問11. 返付手続きには何か必要なの？

答え 以下の書類が必要となります。
① 「返付申請書」…窓口でお渡しします。(問9 参照)
② 「利用許可書兼領収書」又は「利用変更許可書兼領収書」(原本)
※変更した予約をキャンセルする場合でも返付期限に沿った返金額を受け取れます。
③ 身分証明書(手続きする方のもの)
④ 銀行口座情報(返付金を受け取る金融口座)
なお、手続きができる方は限られておりますので、次の「問12」をご確認ください。

問12. 返付手続きは誰でもできるの？

答え 団体予約の場合
1. 代表者 2. 連絡担当者
個人予約の場合
1. 本人のみ
なお、それ以外の方が手続きをされる場合は、代表者、担当者、又は本人からの委任状が必要になります。

問13. 予約の一部キャンセルでもその分だけを返付してもらえるの？

答え 1つの催し物の中の、施設の一部取り消しは「キャンセル」ではなく「予約変更」のため、返付できません。
●「例」 変更前「大ホール、第1楽屋、大集会室」
↓都合により大集会室をキャンセル
変更後「大ホール、第1楽屋」
※大集会室の使用料は返付できません。

問14. 「キャンセル」と「予約変更」はどう違うの？

答え 「キャンセル」…単独の催し物に関する全ての施設が取り消された場合⇒返付対象
「予約変更」…単独の催し物に関する一部の施設を取り消された場合
⇒返付不可(問13 参照)
また、施設の開場時間変更や入場料金額の変更等により生じた使用料減額分についても、「予約変更」となるため返付はできません。

◆その他、当制度についての詳細、ご不明な点は以下までお問合せください。

文化施設に関するお問合せ さいたま市文化振興課 048-829-1227
(フライースト・ウエスト・ノース、氷川の杜文化館・恭慶館含む)

コミュニティ施設に関するお問合せ さいたま市コミュニティ推進課 048-829-1068